

【 堺市自転車のまちづくり推進条例（案） 概要版 】

前文

- ・「自転車のまち」として更に飛躍する
- ・「自転車を大切に、交通ルールの遵守及びマナーの向上を図り、安全に安心して快適に自転車を利用することができるまちづくり」を推進する

第1条 目的

- ・自転車の安全利用に関する市、事業者、市民等の責務を明らかにし、協働して自転車のまちづくりに取り組むための基本的事項を定め、自転車のまちづくりを進める

第1章 総則

第2条 定義

- ・自転車
- ・自転車の安全利用
- ・事業者
- ・市民等
- ・自転車のまちづくり
- ・自転車小売業者
- ・自転車損害賠償保険等
- ・自転車製造業者
- ・学校

第3条 市の責務

- ・安全利用及び利用促進に関する活動の支援と広報、啓発等
- ・自転車の駐輪や通行、その他利用に係る環境の向上

第5条 市民等の責務

- ・安全利用に関する理解
- ・事故及び犯罪の防止

第4条 事業者の責務

- ・従業員への安全利用啓発、適正な管理、利用促進
- ・自転車購入者への安全利用啓発、保険等の情報提供（自転車小売業者）

第3章 自転車のまちづくりに関する基本的施策

第15条 計画の策定等

- ・自転車のまちづくりに関する計画の策定、変更

第16条 自転車のまちづくり推進の組織等

- ・役割の相互補完、協働（自転車に関わる全ての者）
- ・自転車のまちづくり推進のための組織の構築（市）

第17条 人材の養成等

- ・自転車のまちづくりを推進する人材を養成（市）

第18条 自転車利用推進委員の設置

- ・自転車利用推進委員の設置（事業者）
- ・講座の受講と市の認定

第19条 自転車利用推進委員の役割

- ・従業員等への安全利用指導、利用促進
- ・活動内容の報告
- ・有効な施策の提案

第20条 顕彰

- ・自転車利用推進委員への活動支援（市）
- ・自転車利用推進委員が設置されている事業所の公表（市）

第21条 情報の収集、発信等

- ・情報の収集、発信（市）
- ・市民等の交流の場の創出（市）

第22条 市の施策への協力

- ・自転車の安全利用、利用環境の向上に関する市の施策への協力（自転車のまちづくりに関係する者）

第2章 自転車の安全利用

< 第1節 自転車利用者の遵守事項等 >

第6条 自転車利用者の遵守事項

- ・法令遵守、安全利用
- ・歩行者の安全配慮
- ・横断歩道での押し歩き
- ・ヘルメットの着用

第7条 自転車の点検整備

- ・点検、整備の普及（市）
- ・点検、整備の実施（自転車利用者等）

第8条 保険等への加入

- ・保険等への加入啓発（市）
- ・保険等への加入（自転車利用者等）

第9条 自転車の安全利用の対策

- ・犯罪被害の防止（自転車利用者等）
- ・犯罪防止用具の普及（製造業者、小売業者）
- ・灯火、反射板の設置（製造業者、小売業者）

< 第2節 自転車の安全利用に関する教育等 >

第12条 保護者等による教育等

- ・適正な利用方法の説明、安全利用教育、指導

第13条 学校等における教育等

- ・発達段階に応じた安全利用教育、啓発、指導
- ・自転車通学者への安全利用確保の措置
- ・安全利用教育の調整（教育委員会）

第14条 自転車小売業者の研修の受講

- ・安全利用研修の受講

第10条 迷惑運転に対する指導等

- ・迷惑運転者への指導
- ・取締り強化の要請

第11条 自動車運転者の遵守事項

- ・車道を通行する自転車の安全配慮
- ・自転車との安全な間隔
- ・交差点での注意

更に

連携

協働して

連携

第4章 雑則

第23条 委任

- ・条例の施行について必要な事項は規則で定める



